平成２３年（フ）第１５０号
兵庫県西宮市森下町３番27―201号
債務者　中尾　良一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６号
神戸市西区竜が岡４丁目６番地の１　県住402号
債務者　Ｖｉｅｗ　Ｃｒａｆｔこと　城戸　一郎
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
鳥取県米子市天神町１丁目69番地
債務者　音田　恭正
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３２号
広島県三原市東町３丁目15番１―501号
債務者　西原　　真
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
広島県三原市深町1594番地
債務者　檜垣　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
広島県尾道市因島土生町256番地９
債務者　箱崎　啓吾
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
広島県尾道市因島土生町256番地９
債務者　箱崎　　愛
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
山口県下関市武久町１丁目58番６―201号　コーポラスコスモスＢ棟、前住所山口県下関市新地町４番５―507号　アミティビブレ下関
債務者　藤井　靖昭
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
山口県下関市彦島老町３丁目７番７号、住民票上の住所山口県下関市清末鞍馬１丁目５番４号
債務者　中島　浩三
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６号
徳島県三好郡東みよし町中庄728番地１　医療法人恵済会ゆうあいホスピタル、住民票上の住所徳島県美馬郡つるぎ町半田字東久保702番地１
債務者　小野　浩子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第７号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字松生134番地
債務者　小松　敏彦
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第１８号
愛媛県今治市河南町３丁目３番９号、旧住所愛媛県今治市朝倉下甲1442番地、岐阜県美濃加茂市本郷町５丁目16―27レオパレス正理206号、岐阜県美濃加茂市郷町９丁目18番20号アメティ本郷203号、愛媛県今治市上徳甲337―１
債務者　久保えりか（旧姓木山）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１０５号
福岡県久留米市山川沓形町１番47―305号
債務者　鶴田　弓子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１３号
福岡県久留米市西町779番地１　グレースコーポＡ棟101号、前住所福岡県久留米市荒木町白口1594番地２
債務者　入口　　妙（旧姓鹿子島）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０２号
北九州市小倉北区昭和町12番18―301号
債務者　宮田　周二（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２７号
北九州市小倉北区片野４丁目17番８―303号
債務者　山本　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部